

一般社団法人日本脊椎・脊髄神経手術手技学会 役員等細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本脊椎・脊髄神経手術手技学会(以下「この法人」という。)の役員等の選任・退任・職務その他役員に関する基本的事項について定めることを目的とする。

(役員等の定義)

第2条 この法人における「役員」とは、理事、監事、理事長及び副理事長を指す。その他の役職として、学術評議員、名誉理事長、名誉理事を定めることとし、以上を総称して「役員等」と呼ぶ。
3 理事長及び副理事長を総称して「統合本部理事」と呼ぶ。

第2章 役員の選任及び退任

(役員の選任)

第3条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から1名を選定する。
3 副理事長は、理事会の決議によって理事の中から3名以内を選定することができる。

(統合本部理事候補者の推薦)

第4条 理事の任期満了による改選に先立ち、現任の理事長は、次期の統合本部理事の候補者を選出し、理事会に対して推薦することができる。
2 統合本部理事の候補者は原則として大会長の経験者の中から選出する。ただし、必要に応じて大会長の経験者以外からも選出することができる。

(役員候補者の推薦)

第5条 理事の任期満了による改選に先立ち、統合本部理事会は、次期の理事及び監事の候補者を選出して社員総会に推薦する。
2 理事及び監事の候補者は現任の理事、監事又は学術評議員の中から選出する。

(役員の任期)

第6条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時
社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 理事長の在任期間は2期4年を超えないものとする。

(役員の退任)

第7条 役員は、任期満了・辞任・解任又は死亡により退任する。

(役員の辞任)

第8条 役員が辞任する場合は、原則として辞任日の1か月前までに理事長に届け出るものとする。

(役員の解任)

第9条 役員が、次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

第3章 学術評議員

(学術評議員の選任)

第 10 条 学術評議員は、理事会の決議により、正会員又は一般会員の中から選任する。

(学術評議員の任期)

第 11 条 学術評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の
時までとする。但し、再任を妨げない。

(学術評議員の退任)

第 12 条 学術評議員は、任期満了・辞任・解任又は死亡により退任する。

(学術評議員の辞任)

第 13 条 役員が辞任する場合は、原則として辞任日の1か月前までに理事長に届け出るものとする。

(学術評議員の解任)

第 14 条 役員が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

第4章 名誉理事及び名誉理事長

(名誉理事)

第15条 名誉理事は、理事会の決議により、大会長経験後5年を経過した者又はそれと同等のこの法人に対する貢献をした者の中から選任する。

2. 名誉理事は、理事会から諮問を受けた場合は、これに意見を述べることができる。必要に応じて理事会に参加することができるが、議決権は持たない。

(名誉理事長)

第16条 名誉理事長は、理事会の決議により、理事長経験者の中から選任する。

2. 名誉理事長は、統合本部理事会及び理事会から諮問を受けた場合は、これに意見を述べることができる。必要に応じて統合本部理事会及び理事会に参加することができるが、議決権は持たない。

(年会費等)

第17条 名誉理事及び名誉理事長の年会費及び学会参加費の納入は任意とする。

第5章 附則

(改廃)

第18条 この細則は、理事会の決議により改定又は廃止することができる。

2023年12月1日 制定

2024年8月14日 改定